

10/12環境審議会後の論点と対応案

No.	事 項	発言者	ご 意 見	対 応 案
1	別冊のタイトル	井上委員	タイトルが、促進なのか自然環境への配慮なのか分かりづらいので、ここを明確にすることによって、この答申案の位置づけも明確になるのではないか。例えば、タイトルを「北海道として促進区域を設定する際に配慮すべき基準」としてはいかがか。検討してほしい。 (中村会長) 論点スライドのタイトルにしてほしい。	○ タイトルについて、次のとおり修文。 「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」
2	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示	児矢野委員	基準設定の趣旨に、法令に基づく内容と経済的な例示があるのは何故か。吉中委員は、法律要件と北海道の考えを示すべきとの発言と推察。趣旨には法令要件を記載するなら、例示は脚注にし、この表示は不要ではないか。 (山中委員) アスタリスクを付けて記載場所を変更しても部会意見とは一致する。	○ 例示について、次のとおり文書を追記するとともに、記載場所を移動。 第1章基本的事項の1基準策定の趣旨の文中に「(第3章参照)」と追記し、留意事項に次の文言を記載するとともに例示の記載場所を移動。 「市町村が、促進区域を設定する際には、地方公共団体実行計画(区域施策編)に地域の環境の保全のための取組とともに、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めること。」
3	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示	吉中委員	また、促進区域を設定するにあたって、地域で協議して議論することによって、生物多様性保全にとってもプラスになるので、結果、地域の経済、社会も回っていくことになろうかと思うので、そのあたりも、この表に入れられれば入れてほしい。	○ 他府県等の先行事例、マニュアルなどに、参考となる事例が見当たらない。
4	基準策定の趣旨	児矢野委員	自治体が不信感を持つことを危惧されている方がいるかもしれないので、都道府県基準は、国の基準の上乗せ横出しと法令上認められていると記載した方が、道庁として市町村からクレームが来にくいと思われるので、検討してほしい。	○ 第1章基本的事項の1基準策定の趣旨の文中に次のとおり追記。 「促進区域設定に係る環境省令で定める基準に上乗せ・横出しして、」

10/12環境審議会後の論点と対応案

No.	事 項	発言者	ご 意 見	対 応 案
5	付帯意見と留意事項	吉中委員	適地マップが確立されたらという付帯意見を、4ページの基準の見直しに盛り込むことはできないのか。 (中村会長) 見出しが、「基準の見直し」で良いか、より具体的に記載した方が良いかはあると思う。	○ 第1章基本的事項の6基準の見直しに、次のとおり文書を追記。 「(前略) 基準施行後の諸課題の発生、希少種の生息域マップの公表、累積的影響の評価手法などが示され、再検討の必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとします。」
6	付帯意見と留意事項	井上委員	付帯意見と答申案の留意事項の違いが分かりにくい。累積的影響などは、留意事項に入れてはどうか。	○ 別冊は、市町村に対して基準を示すもので、基準に付随して市町村に伝えることを留意事項に記載。 ○ 一方、付帯意見は、答申に際して北海道環境審議会が道に対して意見するもので、留意事項に記載するには馴染まない。 ○ なお、累積的影響に関することは、6基準の見直しに追記。
7	付帯意見と留意事項	中村会長	付帯意見の「保護増殖事業対象種のような希少種の生息分布確立、潜在適地などを記したマップを、地域の専門家や北海道立総合研究機構等の支援を受けながら、自治体が主体的に作成すること。」を留意事項に入れてはどうか。	○ 付帯意見の「保護増殖事業対象種のような～(以下省略)」を答申案の第3章留意事項に転記し、付帯意見から削除。 ○ 留意事項に記載することで、北海道環境審議会並びに北海道から自治体(市町村)に作成を求めることになるが、そのような権限はない。
8	自然公園	井上委員	植生自然度8だけのマップなど植生自然度8の情報がほしい。	○ 植生自然度8だけを示した北海道のマップを位置図に追加。
9	天然記念物	吉中委員	できる限り専門家等の意見を聞く、既存資料を参考に、当該地が生息地等に該当した場合は、設置を避けるべきと記載してはどうか。 (中村会長) 新たな調査をして、すべからく除くのは出来ないと思う。	○ 考慮対象事項「天然記念物」の適正な配慮のための考え方に、次のとおりレッドリスト掲載種と同じ記載を追記。 「事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、対象種や現地の状況に精通したできるだけ複数の専門家や関係機関等に聴取した上で、環境の保全に必要な措置を講じること」

10/12環境審議会後の論点と対応案

No.	事 項	発言者	ご 意 見	対 応 案
10	センシビティマップ	井上委員	<p>環境省は、センシビティマップは事業実施に十分配慮するものとなっているが、道として除外する扱いをすることは問題ないか。 (中村会長) 環境省に確認してほしい。</p>	<p>○ 環境省より次のとおり回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成時点で利用可能な情報のみで作成されており、状況の変化に対応できていない。 ・ 10kmメッシュは粗く、その中でも重要なところとそうではないところに分けることが可能であり、1kmメッシュで作成し直す必要性を感じている。 ・ 現行のマップを再エネのゾーニングに使用することは、不適切とまではいえないが、より丁寧に地域をみて、ゾーニングすることが良いと思う。 <p>○ 環境省回答を踏まえると、現在の基準案のように「原則避けること」とするのは過剰ではないか。</p> <p>○ 以上から、適正な配慮のための考え方を、次のとおり提案したい。</p> <p>「確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を避けること」</p>